

7. 学生納付金・修学支援

● 学生納付金

調理専門課程 調理師科 2年コース 校納金

	金 額			摘 要
	第1学年	第2学年	その他	
入 学 金	150,000 円			
施設設備費	160,000 円	160,000 円		
授 業 料	660,000 円	660,000 円		
実 習 費	320,000 円	320,000 円		
入学検定料			20,000 円	

調理専門課程 調理師科 1年コース 校納金

	金 額		摘 要
	第1学年	その他	
入 学 金	150,000 円		
施設設備費	160,000 円		
授 業 料	660,000 円		
実 習 費	320,000 円		
入学検定料		20,000 円	

調理専門課程調理師科夜間コース校納金

	金 額				摘 要
	1 学期	2 学期	3 学期	その他	
入 学 金	80,000 円				
施設設備費	30,000 円	30,000 円	30,000 円		
授 業 料	170,000 円	170,000 円	170,000 円		
実 習 費	100,000 円	100,000 円	100,000 円		
入学検定料				10,000 円	

※修業年限を超えた場合、学期毎に在籍料 10,000 円を徴収する。

調理専門課程 製菓技術科 校納金

	金 額			摘 要
	第1学年	第2学年	その他	
入 学 金	150,000 円			
施設設備費	160,000 円	160,000 円		
授 業 料	660,000 円	660,000 円		
実 習 費	320,000 円	320,000 円		
入学検定料			20,000 円	

調理専門課程 製菓衛生師科 校納金

	金 額		摘 要
	第1学年	その他	
入 学 金	150,000 円		
施設設備費	160,000 円		
授 業 料	660,000 円		
実 習 費	320,000 円		
入学検定料		20,000 円	

調理専門課程製パン学科校納金

	金 額		摘 要
	第1学年	その他	
入 学 金	150,000 円		
施設設備費	160,000 円		
授 業 料	660,000 円		
実 習 費	320,000 円		
入学検定料		20,000 円	

学校法人中村専修学園自然災害による経済的困窮学生に対する修学支援制度に関する規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、福岡県が自然災害に起因する事情により授業料の納付が困難となった生徒に対して、私立専修学校・各種学校の設置者が行う授業料減免措置を対象に行う補助事業に基づき、中村調理製菓専門学校または中村国際ホテル専門学校（以下、「本校」という）に在籍する学生で、当該被災により家計が急変した世帯の学生で、本校における修学の継続が困難になった者を経済的に支援する制度を定める。

(対象学生の決定)

第2条 支援の対象となる学生は次に掲げる条件をすべて満たす者から本校選考委員会において協議し、校長が決定する。ただし、学業成績や出席状況が著しく悪い者は除く。

- (1) 中村調理製菓専門学校または中村国際ホテル専門学校に在籍する学生
- (2) 当該被災により家計が急変した世帯の学生で、本校における学業の継続が困難になったことを明示する書類を提出した者
- (3) 本校の在籍を継続しようとする者

(対象学生数および支援金額)

第3条 対象学生数の年度の上限および支援金額は次のとおりとする。

	対象学生の上限	支援金額
中村調理製菓専門学校 昼間部・夜間部	計 10 名	昼間部 197,000 円 夜間部 130,000 円
中村国際ホテル専門学校	2 名	197,000 円

2 支援金の給付は校納金の納入額を減免することによって実施する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、令和元年 6 月 14 日より施行する。
- 4 この規程は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

中村調理製菓専門学校・中村国際ホテル専門学校
経済的困窮学生に対する修学支援金規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、中村調理製菓専門学校または中村国際ホテル専門学校（以下、「本校」という）に在籍する学生で、保護者等の倒産、失職などにより家計が急変した世帯の学生で、本校における修学の継続が困難になった者を経済的に支援する制度を定める。

(対象学生の決定)

第2条 支援の対象となる学生は次に掲げる条件をすべて満たす者から本校選考委員会において協議し、校長が決定する。

- (1) 中村調理製菓専門学校（調理師科夜間コースを除く）または中村国際ホテル専門学校に在籍する学生
- (2) 保護者等の倒産、失職などにより家計が急変した世帯の学生で、本校における学業の継続が困難になったことを明示する書類を提出した者
- (3) 本校の在籍を継続しようとする者
- (4) 学業成績や出席状況が著しく悪い者は除く

(対象学生数および支援金額)

第3条 年度毎の対象学生数の上限および支援金額は次のとおりとする。

	年度毎の対象学生の上限	支援金額
中村調理製菓専門学校 中村国際ホテル専門学校	15名	200,000円

2 支援金の給付は校納金の納入額を減免することによって実施する。

附則

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成28年9月1日より施行する。
- 3 この規程は令和2年4月1日より施行する。